(二)　帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について、適用対象となる土地等を、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供するために買い取られる土地等とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の六、第一八条の一〇及び第二六条の一〇関係）

(三)　復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例は、指定期限の到来をもって廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の三関係）

2　法人課税

(一)　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一七条の二の二及び第二五条の二の二関係）

(1)　特定事業活動振興計画に係る措置

福島県知事の指定を受けた事業者が、提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和八年三月三一日までの間に、福島県の区域内においてその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動に係る事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その区域内において特定事業活動に係る事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、一〇〇分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については四年間の繰越しができる。

(2)　新産業創出等推進事業促進計画に係る措置

福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者に該当する事業者が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和八年三月三一日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の一〇〇分の二五相当額の特別償却）とその取得価額の一〇〇分の一五（建物等及び構築物については、一〇〇分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については四年間の繰越しができる。

(三)　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い対象区域を特定復興産業集積区域とした上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三、第一七条の二及び第二五条の二関係）

(四)　企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、次の措置を加えることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一七条の三の二及び第二五条の三の二関係）

(1)　特定事業活動振興計画に係る措置

提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和八年三月三一日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた事業者が、その指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、福島県の区域内に所在するその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の額の一〇〇分の一〇相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(2)　新産業創出等推進事業促進計画に係る措置

提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和八年三月三一日までの間に福島復興再生特別措置法の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等その他の一定の雇用者に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの一〇〇分の一五相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(五)　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の五、第一七条の五及び第二五条の五関係）

(1)　東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、対象区域を特定復興産業集積区域とする。

(2)　認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた事業者が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和八年三月三一日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究用資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却

(六)　開発研究用資産の特別償却等の創設

福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者に該当する事業者が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和八年三月三一日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却ができ